



環水大水発 1706011 号

平成 29 年 6 月 1 日

都道府県知事 殿

水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

水質汚濁防止法施行令の改正について

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成 27 年政令第 378 号。以下「水銀政令」という。）が平成 27 年 11 月 11 日に公布された。水銀政令は、一部の規定を除き、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行されることとされているところ、今般、条約が平成 29 年 8 月 16 日に発効することとなり、同政令も同日より施行されることとなった。

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「水濁法施行令」という。）については、今回施行される水銀政令附則により改正されており、改正後の水濁法施行令は水銀政令と同日に施行される。その内容は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）第 19 条により、水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして水銀政令第 2 条各号に掲げる製造工程において水銀等の使用を禁止しているところ、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の特定施設として水濁法施行令別表第一の 25 号に掲げる水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する塩水精製施設及び電解施設は水銀政令第 2 条第 1 号に掲げる水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムの製造工程に該当することから、改正後の水濁法施行令では、当該施設を同法の特定施設から削除するものである。

本特定施設に係る製造工程は、我が国においては昭和 61 年までにすべて水銀等を使用しない他の製法に転換され、既に全施設の使用が廃止されているが、貴職におかれては、上記内容に十分御留意の上、改正後の水濁法施行令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

